

受付番号	3	受付月日	令和7年 2月10日 午前11時58分
------	---	------	------------------------

東郷町議会議長 加藤 宏明 殿

東郷町議会議員

会派名 無 会 派

議席番号

5 番 氏 名

中野まさひろ

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 3 - 1

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
1 不登校対策について	令和5年度の在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は、4028人に対して171人で約4.2%。全国平均の約3.2%に比べて非常に多い状況でした。小学生は全国平均約1.7%に対して本町は約2.4%、中学生は全国平均約6.0%に対して本町は約7.8%。東郷町の中学生は約13人に1人、クラスに3人ほどが不登校だった。 町長は施政方針で「不登校児童生徒への対応のため、自分のクラスに入りづらさを感じる生徒の学校内での居場所として、まずは各中学校に「校内教育支援センター」を試行的に導入し指導員を配置する」と表明した。 (1) 本町の小中学校の不登校及び別室登校の現状を伺う。 (2) 「ハートフル東郷」の利用状況を伺う。 (3) 不登校の児童生徒への対応はどのように行われているか。 (4) 別室登校の児童生徒への対応はどのように行われているか。 (5) 教員の超過勤務時間の推移を伺う。 (6) 「校内教育支援センターを試行的に導入」の試行的の意味を伺う。 (7) 配置する「指導員」はどのような資格と経験を持った者を考えているか。 (8) 配置する「指導員」の人数を伺う。 (9) 各中学校に設置する「校内教育支援センター」の目的及び業務を伺う。 (10) 各中学校に設置する「校内教育支援センター」の試行実施後は各小学校にも設置する考えか。 (11) 不登校や別室登校の児童生徒の学習にひとり1台のタブレット端末は、現在どのように活	町長 教育長 担当部長

（注）要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
2 高齢者福祉の増進について	用されているか。 (12) 「校内教育支援センター」において、どんな活用を想定しているか。 (13) 校外の教育支援センターである「ハートフル東郷」の位置付け及び業務はどのように考えているか。 (14) 不登校児童生徒の中には、在籍する学校自体に登校することに困難をかかえる者もいると思われるが、校外の教育支援センターを長久手市の「N - ハウス あい」のように、町の中心地に開設する等、より利用しやすい形態に拡充する考えはないか。 昨年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、「認知症施策推進基本計画」が閣議決定され、地方自治体も計画策定が努力義務化された。 施政方針において「带状疱疹ワクチンの接種助成や、75歳の方を対象とした口腔機能評価を実施」する旨表明されているが、認知症施策の推進及び高齢者の福祉増進が求められる。 (1) 本町の認知症対策の概要を伺う。 (2) 都道府県計画・市町村計画の策定が努力義務化されたが策定の考えを問う。 (3) 例えば、長寿健診の中に認知症についての問診票を加える等のスクリーニング実施の考えを伺う。 (4) 「带状疱疹ワクチンの接種助成」の概要を伺う。 (5) 「75歳の方を対象とした口腔機能評価」の目的及び概要を伺う。	町長 担当部長
3 保育料無償化について	愛知県が第2子以降の保育料無償化を打ち出した。県の施策に上乗せして保育料無償化に取り組むことは、急速に少子化が進む本町にとって有効な少子化対策である。 (1) 愛知県が実施する第2子以降の保育料無償化には所得制限があるとのことだが、町が、上乗せして所得制限なしに無償化を行った場合、どれだけの経費が必要か伺う。 (2) 第2子以降の保育料無償化を町が上乗せして所得制限なしに行う考えはないか。 (3) 愛知県の保育料無償化に上乗せして、町が所得制限を付けずに第1子以降のすべての子どもの保育料無償化を行った場合の所要経費は、	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
4 「町民みんなでまちづくり」について	約 4790 万円であると令和 6 年第 4 回定例会の一般質問で答弁があった。 第 1 子以降のすべての子どもの保育料無償化は、非常に有効な少子化対策であるが、実施の考えはないか。 町長は、意見交換会に引き続き「町長を呼ぼう！町長と語ろう会」を毎月実施している。また、新たに LINE を通じての意見聴取が始まっている。これらの広聴活動の強化の取組は、大いに評価するところである。 令和 7 年度は総合計画の中間評価の年であり、町民の皆さまの参画のもとに、中間評価及び必要な改訂を進める必要がある。 (1) 「町長を呼ぼう！町長と語ろう会」の今までの実施状況を伺う。 (2) 「町長を呼ぼう！町長と語ろう会」でいただいたご意見・ご要望の概要を伺う。 (3) 「町長を呼ぼう！町長と語ろう会」の実施の意義をどう考えているか。 (4) LINE を通じての意見聴取の実績は。町ホームページの「町長への提案」等既存の手段と比べて増えているか。 (5) 町ホームページの「町長への提案」とは回答の有無で違いがあるが、どのように分けて位置付けているか。 (6) LINE を通じての意見聴取の意義、有用性をどのように考えているか。 (7) 「総合計画」の中間評価の方法はどのように考えているか。 (8) 無作為で抽出された町民の皆さまの熟議による中間評価を実施する考えはないか。	町長 担当部長
5 生成 A I の活用について	町長の施政方針で「生成 A I の導入」の表明があったが、明確なガイドラインのもとに活用を進める必要がある。 (1) 現状における生成 A I の試用状況を問う。 (2) 生成 A I の導入にあたって、使用目的、使用業務、効果、留意しなければいけない事柄等のガイドラインの骨子をどのように考えているか。	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。